

#### NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

長島·大野·常松 法律事務所

### **NO&T Dispute Resolution Update**

紛争解決ニュースレター

From Singapore Office

2024年7月 / July 2024

NO&T Dispute Resolution Update No.25 (JP) / No.14 (EN) NO&T Asia Legal Review No.85

#### This issue covers the following topics:

Main Article

上訴裁判所による判決 - 仲裁判断債務者(敗訴当事

**Bertrice Hsu** 

者)は、管轄権の問題について別の裁判所において再 茨城 雄志 (Yuji Ibaraki)

度争うことができるのか?

**Court of Appeal Decision – Can Arbitration Award Debtor Re-Litigate Jurisdictional Issues** 

in Another Court?

Column

日本企業の国際法務と紛争⑤ - 「不可抗力(force majeure) v フラストレーション(frustration)」

井口 直樹

(Naoki Iguchi)

上訴裁判所による判決 - 仲裁判断債務者(敗訴当事者)は、管轄権の問題について別の裁判所において再度争うことができるのか?

**Court of Appeal Decision – Can Arbitration Award Debtor Re-Litigate Jurisdictional Issues in Another Court?** 

Bertrice Hsu / 茨城 雄志 (Yuji Ibaraki)

上訴裁判所による判決 - 仲裁判断債務者 (敗訴当事者)は、管轄権の問題について 別の裁判所において再度争うことができる のか? Court of Appeal Decision – Can Arbitration Award Debtor Re-Litigate Jurisdictional Issues in Another Court?

#### イントロダクション

# 1. Republic of India v. Deutsche Telekom AG ([2024] 1 SLR 56) において、シンガポール上訴裁判所 (Singapore Court of Appeal(シンガポール控訴院);以下「SGCA」という。)は、仲裁地の裁判所が既に判断した問題を再度争うことを試みた当事者の主張を認めなかった。この点に関し、SGCAは、外国の判決の文脈において既に確立されている「Transnational issue estoppel (国際的禁反言)」の

#### **Introduction**

1. In *The Republic of India v Deutsche Telekom AG* [2024] 1 SLR 56, the Singapore Court of Appeal (the "SGCA") dismissed a party's attempt to re-litigate issues previously determined by the court of the seat of the arbitration (the "seat court"). In this regard, the SGCA held that the doctrine of "transnational issue estoppel", which is well-established in the context of foreign judgments, likewise applies in international commercial arbitration.

原則が、国際商事仲裁においても同様に適用されることを判断した。

- 2. 当該判決は、仲裁判断の執行が求められた各法域において、同じ争点について再度争うことによって仲裁判断債務者(敗訴当事者)が執行手続から脱線させることを防止し、これにより、国際仲裁の終局性及び確定性を促進させるものである。
- This decision promotes finality and certainty in international arbitration in preventing an award debtor from derailing enforcement proceedings by re-litigating the same issues in each jurisdiction in which the award is sought to be enforced.

#### 本事案の背景

- 3. 本判断は、仲裁地をスイスとする仲裁において、仲裁 廷がインド共和国(本事案の上訴人)に対して下した 仲裁判断に関するものである。
- 4. ドイツの会社である Deutsche Telekom (本事案の被上訴人)は、インドが、インド国有会社と Deutsche Telekom が株主であった会社との間の衛星リース契約を不当に解除したと主張して、ドイツ=インド投資協定に基づき、2013年にインドを相手方として仲裁を申し立てた。2017年12月13日に Deutsche Telekom に有利な中間的な仲裁判断が下された後、インドは、スイスの裁判所(仲裁地の裁判所)に対し、当該仲裁判断を取り消すための申立てを行ったが、これは認められなかった。その後、2020年5月27日に、Deutsche Telekom は、9330万米ドルもの最終的な仲裁判断を獲得した。
- 5. そして、Deutsche Telekom がシンガポールにおい 5. て仲裁判断 (Final Award) の執行手続に着手すると、インドは、スイスの裁判所において拒絶されたのと同じ理由に基づき、仲裁判断の執行を拒む申立てを行った。
- 6. 第 1 審判決において、シンガポール国際商事裁判所 (Singapore International Commercial Court; SICC) は、スイスの裁判所(仲裁地の裁判所)において主張されたのと同じ理由に基づいて、インドがその後の手続において執行を拒むことは、スイスの裁判所(仲裁地の裁判所)の判決の既判力によって許容されないという前提の下、インドによる、執行を拒む旨の申立てを却下した。そこで、インドは SGCA に上訴した。

#### **Background of the Dispute**

- 3. This decision concerns an award issued by a tribunal against the appellant, the Republic of India, in a Switzerland-seated arbitration.
- 4. The respondent, Deutsche Telekom, a German company, commenced arbitration against India in 2013 pursuant to a bilateral investment treaty between Germany and India, alleging that India had wrongfully terminated a satellite leasing agreement between an Indian state-owned entity and a company of which Deutsche Telekom was a shareholder. Following the tribunal's issuance of an interim award in favour of Deutsche Telekom on 13 December 2017, India made an unsuccessful application to the Swiss court (*i.e.*, the seat court) to set aside the award. Subsequently on 27 May 2020, Deutsche Telekom obtained a final award of USD 93.3 million.
- 5. Subsequently when Deutsche Telekom proceeded to enforce the final award in Singapore, India applied to resist enforcement on the same grounds that had been rejected by the Swiss court.
- 6. In the first instance judgment, the Singapore International Commercial Court dismissed India's application to resist enforcement on the premise that the Swiss seat court's judgment had a res judicata effect precluding India from resisting enforcement in subsequent proceedings on the same grounds that were raised before the Swiss court. India then appealed to the SGCA.

#### 本判決の重要な点

7. SGCA は、「Transnational Issue Estoppel」に基づ 7. き上訴を認めなかった。

#### Key Takeaways from the Judgment

7. The SGCA dismissed the appeal on the grounds of transnational issue estoppel.

- 8. SGCA は、「Transnational Issue Estoppel」の要件 8. を改めて述べている:
  - (a) 一般的に、「Transnational Issue Estoppel」の原則の下で、シンガポールの訴訟手続の当事者は、先行する外国の裁判所の判決で判断された問題を(再度)取り上げることを禁じられている。「Transnational Issue Estoppel」の要件は次のとおりである:
    - (i) 外国の判決は、シンガポールにおいて 承認できるものでなければならない。 すなわち、(1)本案についての終局的 かつ確定判決でなければならず、(2) 当該判決は、相手方に対して国際裁判 管轄権を有し、かつ正当な権限を有す る裁判所によってなされたものであ り、及び(3)承認につき抗弁がないこ とである。
    - (ii) 先行した外国における手続及びシンガポールにおける手続との間で、当事者に共通性がなければならない。
    - (iii) Estoppel (禁反言) が及ぶ事項は、先 行する判決において判断がされたも のと同一でなければならない。
  - (b) 外国の判決がシンガポールの公序良俗に反する場合や、外国の判決が十分に深刻かつ重大な誤り(Sufficiently Serious and Material Error)を含んでいる場合など、「Transnational issue estoppel」には一部例外がある。
- 9. SGCA は、「Transnational issue estoppel」の原則が、外国の判決だけではなく、仲裁判断の有効性に関する仲裁地の裁判所の判決にも適用されることを判示した。「Transnational issue estoppel」は、原則として当事者の仲裁地の選択を尊重するものである。その選択により、両当事者は、仲裁に関する多くの事項に関して最も重要性を有する法域を選択している。これに従い、執行地の裁判所は、通常は、仲裁地の裁判所が既に行った判断に倣うべきである。
- 10. また、SGCA は、「Transnational issue estoppel」により、執行地の裁判所と仲裁地の裁判所との間の一貫しない法的な判断という問題の発生を抑え、かつ仲裁地の裁判所が決定した問題について再度争うことができる範囲を制限し、これによって、時間とリソースの浪費を減少することができると述べた。
- 11. 本件において、SGCA は、「Transnational issue estoppel」の要件が満たされており、いずれの例外にも該当しないと判断した。そのため、インドは、シン

- 3. The SGCA reiterated the requirements for transnational issue estoppel:
  - (a) Generally under the doctrine of transnational issue estoppel, parties in Singapore court proceedings are estopped (i.e. prevented) from raising issues that have been decided in a prior foreign court judgment. The test for transnational issue estoppel is as follows:
    - (i) The foreign judgment must be capable of being recognised in Singapore, meaning that it must (1) be a final and conclusive decision on the merits; (2) originate from a court of competent jurisdiction that has transnational jurisdiction over the party sought to be bound; and (3) not be subject to any defences to recognition.
    - (ii) There must be commonality of the parties to the prior foreign proceedings and the proceedings in Singapore.
    - (iii) The subject matter of the estoppel must be the same as that which has been decided in the prior judgment.
  - (b) There are some limited exceptions to transnational issue estoppel, including where the foreign judgment conflicts with the public policy of Singapore or the foreign judgment contains a sufficiently serious and material error.
- The SGCA held that besides foreign judgments, the doctrine of transnational issue estoppel is also applicable to a seat court's decision regarding the validity of an arbitral award. Transnational issue estoppel respects the parties' choice of arbitral seat in a principled manner. By making that choice, the parties have chosen a jurisdiction that will have primacy in relation to many matters concerning the arbitration. In line with that, the enforcement court should ordinarily give effect to the prior decision of the seat court.
- 10. The SGCA added that transnational issue estoppel also alleviates the problem of inconsistent judicial outcomes between the enforcement and the seat courts, and limits the extent to which matters determined by a competent seat court can be re-litigated, thus reducing the wastage of time and resources.
- 11. In the present case, the SGCA found that the test for transnational issue estoppel was satisfied, and none of the exceptions applied India was therefore precluded from bringing the same jurisdictional objections before the

ガポールの裁判所において、管轄権に関する同一の反 論を主張することは許容されなかった。 Singapore courts.

#### コメント

- 12. 本件によれば、限定的な例外はあるものの、仲裁判断債務者(敗訴当事者)は、既に仲裁地の裁判所が判断している問題について再度争うことによって執行手続を妨害又は遅延させることができないため、シンガポールで仲裁判断を執行しようとする仲裁判断債権者(勝訴当事者)にとっては歓迎されるべき判断である。
- 13. また、この新たな裁判例の下では、いずれの法域であっても仲裁判断に対する不服申立てを最初に決定する裁判所も、基本的に当該問題に関する最終的な判断者になると考えられる。したがって、仲裁判断に不服を申し立てようとする仲裁判断債務者(敗訴当事者)は、仲裁地の裁判所において仲裁判断を取り消す方法によって不服を申し立てるのか、又は執行地の裁判所において執行の申立てへの反論を待つことによってこれを行うのか、いずれの方法によるかを判断する前に、その戦略的かつ法的メリットを、比較検討すべきである。

#### Comments

- 12. This case is a welcome decision for award creditors looking to enforce an award in Singapore as award debtors cannot frustrate or delay enforcement proceedings by re-litigating issues that have already been determined by the seat court, unless the limited exceptions apply.
- 13. Additionally, under this new precedent, it appears that whichever jurisdiction that first determines any challenge to an award would generally be the final arbiter on the issue. Accordingly, an award debtor seeking to challenge an award should therefore weigh the strategic and legal merits of doing so by way of a setting aside application in the seat jurisdiction, against that of waiting to resist enforcement before an enforcement court, before making a considered decision to take either course.

#### [執筆者 / Author]

**Bertrice Hsu** (Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP) bertrice hsu@noandt.com



Bertrice Hsu is a Singapore-qualified attorney based in the firm's Singapore office. She has represented clients at all levels of the Singapore judicial system, as well as in domestic and international arbitrations, mediations, neutral evaluations, and adjudications. Her main areas of practice include commercial, financial, and insurance-related disputes. She graduated from the National University of Singapore in 2018, and was admitted to the Singapore bar in 2019.

## 【コラム】日本企業の国際法務と紛争⑤ - 「不可抗力(force majeure) v フラストレーション(frustration)」

井口 直樹 (Naoki Iguchi)

- 1. 【Frustration と Force Majeure(不可抗力)】 2024年5月セミナーで、コモンロー(英米法。シンガポール法・英国法も含まれる)では、契約終了事由の一つとして「Frustration(フラストレーション、履行不能)」があるとお話しました。Frustration は、日本法を含むシビルロー(大陸法)には無い概念です。他方、不可抗力は、元々はシビルロー国であるフランス(そもそも Force Majeure という単語自体、フランス語です)由来の概念で、日本を含む多くの国々の民法典・契約法典に登場します。それだけではなく、現代では、コモンロー圏の契約、コモンロー国弁護士の作成するほとんどの契約に不可抗力条項があります。契約上の義務の履行が困難になった場面という意味では、多少は共通しているように見えますが、日本企業としては、二者をどのように整理しておくべきでしょうか?
- 2. 【コモンローからみた不可抗力】 不可抗力は、元々、また現在も、コモンローの法体系自体には含まれない概念です。あくまで契約自由のもとで当事者が契約に具体的に規定することではじめて、契約条項通りの効果が認められるのです。したがって、契約で不可抗力を規定するのであれば、①何が不可抗力事由であるかの「定義」、②不可抗力事由が生じたときに契約当事者はどのような権利を得るのか・義務を免れるのかを、しっかり規定する必要があります。定義があっても効果が(十分に)書かれていなければ(不可抗力事由をダラダラと例示列挙をひたすら続ける日本式契約に多く見られます)、何のための規定か分かりません。建設契約で広く普及している国際的standard formの一つ FIDIC Condition of Contract for Construction, Multilateral Harmonised Development Bank(MDB)、2010の不可抗力規定19条は、13段落もあります。これは決して特異なわけではなく、これでも足りないので、特記条件(Particular Conditions)で補足するのが普通です。
- 3. 【シビルローにおける不可抗力① 不可抗力の効果は何?】 翻って、「我々には元々『不可抗力』なる概念がある(ドヤ顔)」のシビルロー圏はどうでしょうか? 2020年からのコロナ期、いろいろな国のプロジェクトのご相談を受け、いろいろな国の民法の「不可抗力」の規定に接しました(といっても当職が直接読めるのは英語・中国語・スペイン語だけなので、その他の言語は頂いた英訳を拝見しただけですが)。ちなみにドイツ語では「höhere gewalt」(ドイツ法務省の英訳では「force majeure」で、ドイツ民法典での言及箇所は1箇所のみのようです);スペイン語「fuerza mayor」;ポルトガル語「força maior」;中国語「不可抗力」(簡体字・正体字で違いなし)。では日本民法典はどうかというと、「不可抗力」に明示的に言及する6箇所のみです。定義は、全くありません。明示条文が言及する不可抗力の「効果」は、「小作料の減免」(民 274条)・「永小作権の放棄」(民 275条)(永小作権の規定)、「質権者の責任」(民 348条、質権の規定)、「金銭債務の特則」(民 419条、債務不履行の責任等の規定)、「賃料減額請求」(民 609条)・「賃借人による解除」(民 610条)(賃貸借の規定)です。現代のビジネス契約に関連するのは、後三者くらいでしょうか。実際に多く問題となる、「納期・工期の遅延・延長」や、不可抗力事由に対処するための「追加費用を誰が負担するか」といった問題には(工事契約のみならず、売買契約・製造供給契約・ソフトウェア/システム作成契約でも発生します)、日本民法典には明示規定は何も存在しないのです。
- 4. 【シビルローにおける不可抗力② 条文だけでは到底足りない】 以上のように、日本民法典には不可抗力への 言及はあっても、商事契約・国際商事契約にそのまま適用できるような条文は極めて少ないし、そもそも「不可抗力」の定義がないので、「感染症拡大」や「会社サーバーへの無差別攻撃」が不可抗力なのか、判定の手掛かりが少な すぎます。さらに「効果」面では、債務不履行に関し「債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない」(民 415条1項)とされ、「不可抗力」はこの「債務者の責めに帰することができない事由」であると解されているため、不可抗力によって履行が不可能・阻害された限りでは債務不履行に基づく損害賠償責任が生じない、という結論が共有されているというに過ぎないように思われます。そのコロラリーとして、不可抗力事由が原因で納期・工期を 徒過してもただちには債務不履行責任(損害賠償責任)を負わない、ということになるのでしょうか。そうだとしても、不可抗力事由への対処のために生じた追加費用の分担については規定無しという状態には変わりありません。なお、注意しなければならないのは、(定義は無いとはいえど)不可抗力事由は、必ずしも履行を「不能」にする わけではなく、むしろ現実の商取引では、不可抗力事由が影響する期間に限り履行が妨げられる、という場合の

ほうが大部分です(この世に一つしかない「利休の壺」の売買で、引渡前に大地震のため保管場所が倒壊して目的物が滅失し再現できない、と言う場合は爾後一切不可能となるかもしれませんが、そうした場面設定は現実には極めて稀なことは、ビジネスの現場にいらっしゃる皆さんにはお分かりいただけると思います)。その他、金銭債務の特則(民 419 条)についても、現代の国際取引では「経済制裁」などにより実際上の国際送金・支払が非常に困難になることもありますが、民 419 条の射程には議論もあります(ちなみにコモンロー圏では、「金銭債務の特則」のような考え方はありません)。結局、「不可抗力」に対しては多くのシビルロー国の民法典では必ずしも対処しきれず(各国裁判例まで調査しなければならないとなると、到底現実的ではありません)、具体的な契約条項を置く以外には対処方法が無いのです。つまりは、コモンロー圏の対応と、大差ありません。

- 5. 【コモンローにおける Frustration】 コモンロー圏での「Frustration」については、2024 年 5 月のセミナーで申し上げたように、契約「終了」事由の一つであり、概ね契約が「履行不能」となる場合を指しています。判例により形成されたものなので、簡単に説明することは難しいのですが、確かに、シビルロー圏での典型的な「不可抗力」事由と重複することはあるでしょう(例、深刻な自然災害や、義務履行地での永続的戦争・内戦により、履行が不可能となる場合)。しかし「効果」面では、「Frustration」が契約の「終了」を中心とするのに対し、シビルロー圏の中心は債務不履行(損害賠償)責任を不発生とするものです(明文でそのように規定されては居ませんが、「債務者の責めに帰することができない事由」と解されているのです)。日本民法典で最も関連する規定は、「履行不能」(民412条の2)・催告によらない解除(民542条1項1号)であると思われますが、コモンローの「Frustration」自体を規定したものではありません。つまり、「Frustration は『不可抗力』のコモンロー版」、ではありません。だからこそ、コモンロー圏でも、具体的かつ詳細な「不可抗力」条項を規定するのです。
- 6. 【契約条項の決定的重要性】 以上のように、「不可抗力」という概念自体はシビルロー圏由来のものですが、法令の規定・理論のみでは、不可抗力事由により具体的商取引に生じる問題に対処しきれません。契約条項で、より具体的に不可抗力事由の効果を定めておかなければ、実際に不可抗力事由が発生した後に、当事者間で意見が一致せず、ひどいときには紛争となる確率が高まります。契約時には当事者による予見が難しい事象は、典型的な不可抗力以外にも「価格変動」「為替変動」などもありますが(これらは契約に具体的条項を規定しない限り、不可抗力事由とされる可能性は低いです)、より精緻な条項を置かない限り、紛争の巣になりがちです。シビルロー圏の一部の法域(例えば、ドイツ・台湾など)には、不可抗力に加えていわゆる「事情変更の原則」が法令上規定されています。ただ、これらの規定が、具体的にどのような場合に適用されるのかは、必ずしも明白ではないし、調査するのには膨大な時間・労力・コストがかかるでしょう。法令の条項は、最後の、最後の、さらにまた最後の手掛かりという程度に考えておくのが合理的と思われます。日本企業としては、ご自身の従事されているビジネスの性質や永年の経験に基づいて、どのような具体的なリスクがあるのか、その場合にはどのような対処・負担とするのか、どの程度相手に負担を求めるのが合理的なのかをよく考え、弁護士と相談してしっかりした「不可抗力」その他の契約条項を規定しておくのが、決定的に重要だと言えるでしょう。

#### **Singapore Office's Dispute Resolution Team**

シンガポール・オフィスの紛争解決チームを構成するのは実務経験の豊富なシンガポール法弁護士と日本法弁護士であり、各自が密に連携をとりつつ SIAC や ICC における国際仲裁をはじめとするクロスボーダー紛争解決事案に対応しています。企業間商取引、M&A、ジョイントベンチャー、不動産開発、建設プロジェクトその他の多岐の分野に対応実績があり迅速なサービスを提供します。日本法、シンガポール法に限らず様々な準拠法が関係する紛争についても外部弁護士とのネットワークを活用して柔軟に協働しています。

With both Singapore qualified and Japan qualified lawyers, Singapore Office's dispute resolution team handles various international dispute resolution cases including international arbitration under SIAC and ICC rules. We handle cases ranging from large-scale business transactions, M&A, joint ventures and real estate development to construction projects and more. We go beyond Japan and Singapore law if necessary when disputes span other applicable fields of law, working with external lawyers.

Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP

6 Battery Road Level 41 Singapore 049909

Tel: +65-6654-1760 (General) Fax: +65-6654-1770 (General)



Nobuo Fukui Partner

Qualification: Japan

⊠ Email



Justin Ee Partner

Qualification: Singapore

⊠ <u>Email</u>



Claire Chong Counsel

Qualification: Singapore

⊠ Email



Annia Hsu Counsel

Qualification: Singapore

⊠ <u>Email</u>



Kei Kajiwara Associate

Qualification: Japan

⊠ <u>Email</u>



Kara Quek Associate

Qualification: Singapore

⊠ Email



Bertrice Hsu Associate

Qualification: Singapore

Naoki Iguchi Partner

Qualification: Japan

⊠ <u>Email</u>

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

This newsletter is given as general information for reference purposes only and therefore does not constitute our firm's legal advice. Any opinion stated in this newsletter is a personal view of the author(s) and not our firm's official view. For any specific matter or legal issue, please do not rely on this newsletter but make sure to consult a legal adviser. We would be delighted to answer your questions, if any.

#### Nagashima Ohno & Tsunematsu

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー JP Tower, 2-7-2 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-7036, Japan

Tel: 03-6889-7000 (General) Fax: 03-6889-8000 (General) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約600名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、 東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ\*及び上海に拠 点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、 国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。(\*提携事務所)

Nagashima Ohno & Tsunematsu, based in Tokyo, Japan, is widely recognized as a leading law firm and one of the foremost providers of international and commercial legal services. The firm's overseas network includes locations in New York, Singapore, Bangkok, Ho Chi Minh City, Hanoi, Jakarta\* and Shanghai. The firm also maintains collaborative relationships with prominent local law firms. The approximately 600 lawyers of the firm, including about 50 experienced lawyers from various jurisdictions outside Japan, work together in customized teams to provide clients with the expertise and experience specifically required for each client matter. (\*Associate office)

NO&T Dispute Resolution Update の配信登録を希望される場合には、

<https://www.noandt.com/newsletters/nl\_dispute\_resolution/>より、NO&T Asia Legal Review の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/en/newsletters/nl\_asia\_legal\_review/>よりお申込みください。NO&T Dispute Resolution Update に関するお問い合わせ等につきましては、<nl-dispute\_resolution@noandt.com>まで、NO&T Asia Legal Review に関するお問い合わせ等につきましては、<asia-legal-review@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。

If you would like to receive future editions of the NO&T Dispute Resolution Update and the NO&T Asia Legal Review by email directly to your Inbox, please fill out our newsletter subscription form at the following link: https://www.noandt.com/en/newsletters/nl\_dispute\_resolution/

Should you have any questions about NO&T Dispute Resolution Update or NO&T Asia Legal Review, please contact us at <nl-dispute\_resolution@noandt.com> for NO&T Dispute Resolution Update or <a href="mailto:saia-legal-review@noandt.com">saia-legal-review@noandt.com</a> for NO&T Asia Legal Review.

Please note that other information related to our firm may be also sent to the email address provided by you when subscribing to NO&T newsletters.